

全建労発第 56 号  
令和 3 年 12 月 6 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

### 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号）が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行され、併せて、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）について、一部運用の見直しが行われ、厚生労働省より本改正及び運用の見直しについて、周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますようお願い申し上げます。

【厚生労働省HP 事務所における労働衛生対策】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

以上

担当：労働部 又木